

全国民闘連ニュース

第 7 6 号

1 9 9 3 年

3 月 1 日

年間購読料

3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



(外登法切替遅延で告発した泉大津市と交渉を行った)

新外国人登録法の施行と問題点 外登法切替遅延で告発 - 泉大津市に抗議！

新外国人登録法の施行と問題点

仲原良二

「外国人登録法の一部を修正する法律」(1991年6月1日公布、法律第66号)が、本年1月8日から施行された。今回改正の特色は、永住者の指紋を廃止したことと、もう一つは、コンピューターによる在留外国人の管理体制が確立したことである。

特別永住者等の指紋廃止

外国人登録法に指紋制度が実施されたのは、1955年4月27日であり、当初より、反対運動が強く、3年おくれで、やっと実施されたものであった。

その後、約40年かかって、指紋が廃止されることとなったのである。

1985年の大量切替機関に指紋拒否者・留保者を含め指紋押なつの反対に立ち上がった人は、法務省調べでも約13,000名にのぼった。それに押されて、1988年6月1日より「指紋1回制」になり、さらに、1991年1月10日、日韓外相覚書で指紋制度廃止が合意されたのである。

しかし、警察庁の全廃反対の主張に押された形で、結局、在日韓国・朝鮮人ら永住者のみ廃止するという、いわば、部分撤廃という問題を残したままの改正となったのである。

日本での在留期間が90日をこえる外国人は、居住する市区町村に外国人登録を

しなければならない。1年以上在留で16歳以上の者は指紋押なつ義務がある。ただし、永住者及び特別永住者(平和条約発効日=1952・4・28に日本国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人ら旧植民地出身者とその子孫の在留資格)に限り指紋を廃止し、その代り署名と家族事項の登録が義務づけられた。

署名について

写真・署名・家族事項を本人確認のための3点セットとして当局は、その必要性を強調している。

①指紋押なつは1回限りであったが、署名は、その時々によって多少異なるので、登録申請ごと毎回行うこととされている。(外国人登録法以下「法」と略-14条の2の1項)

②署名用紙(6×2cmの白のシール-黄色台紙にはりつけてある)に同時に2回書き、それを登録原票と署名原紙には

りつける。もともと、「署名は登録原票及び署名原紙に同じ文字・書体でしなければならない。」本人が直接、登録原票に署名すれば、原票を見、ふれることになるから、それを避けて、わざわざ別の署名用紙(白シール)を作ったのである。

③署名の字は、ローマ字、漢字、ハングルなど、とくに制限はないが、○×△はだめだという。原則として旅券と同じ文字とされている。(令8-1)

④署名は書く時期などで、多少の変化があるが、それはよい。ただ、登録申請のとき同時に2回書くときだけは同じ文字・書体の署名によるとされている。また、旅券と異なる署名をする場合は、申し出によってできるが、その場合は両方の署名をすることとなる。(令8-4)

⑤署名は登録証明書(カード)に転写される。(法14の2-4)

⑥障害者や字を知らないなどで署名できない人への免除規定がない。これが、今回の問題点の一つである。署名ができない場合は、しなくてもよいが、確認期間の指定が1年から4年の範囲で行われる。(外国人登録法施行規則-以下「規」と略-13条-2-6)つまり、次期切替日が5年後ではなく1年から4年の範囲に短縮されることである。一応、申し合わせとして、規則の最長年をとって、4年としている。(1年短縮となる。)署名できないかどうかは、申請所の記入状態をみて、窓口で判断するといっている。

⑦署名拒否については、次期切替が2

年後(5年が2年へと3ヶ年短縮の制裁措置)となる。(規13-2-7)

⑧署名できない場合も、拒否の場合も、署名のない登録証明書(カード)は交付される。以前の指紋転写拒否のような署名転写拒否の事態は起こらない。

⑨署名は指紋の取扱とほぼ同じであり(指紋拒否も2年に短縮される。注(1))、罰則も不署名罪、署名妨害罪として1年以下の懲役もしくは禁固又は20万円以下の罰則という外国人登録法上の最高刑を新設した。(法18-1)

家族事項の新設

①まず、世帯主の場合、本人の父母と配偶者と、それに、同居する家族などの氏名、生年月日、続柄、国籍を登録する。(法4-1-18)

②世帯を構成する者とは、身分関係の有無を問わず生計を一にする者をいい、親族関係のない同居人でも、これにあたる。

③世帯主以外の場合は本人の父母及び配偶者とし(法4-1-19)、法律上の者をいうので、内縁関係は含まれない。しかし、世帯主の場合は内縁も同居人であれば登録することとなる。

④本人の父母は、日本国内に居る限り、別居でも書かなければならないが、その生年月日などを覚えていない場合が多くある。わからなければ、そのまま受理

することとし、登録証明書をとり निकるとき(それまで約2週間は「交付予定期間指定書」が交付される。)までに調べてくれと窓口ではいっている。登録は申請主義であるから、あとで、まちがいが判ったとしてもそれは本人の責任だと言わんばかりである。

⑤ここで比べてみると日本人の住民基本台帳法では、親族関係のない同居人などは記載されないし、職業欄も勿論ない。また、本人請求によれば原票のコピー(謄本)を得ることができるのである。それに比して外国人登録原票は謄本もとれないし、きびしい管理、つまり、生活世帯の管理となっていることである。

罰則について

①「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」(法付則7)これも今回の問題点ではあるが、この条文の解説では「旧法に基づく指紋押なつ制度の意義及び重要性が失われるものでもないから、これらの違反については改正法施行後も処罰する必要性は失われないので・・・旧法に基づく罰則を適用することを規定したものである。」(『外国人登録』1992年7月号53頁)とのべている。

②これは、指紋押なつ義務は廃止されたが、その適用者(指紋を押さなくてもよい者)は、公布(1992・6・1)日以

降、16才に達した者であるから、それ以前の押なつ者への罰則は残るという、いわば、念押し規定である。

③しかし、指紋制度廃止に至る経過や、公布後、16才になった者でも指紋を押さなくてもよい経過措置(法付則5)を設けたことなどからみて、旧法での16才指紋拒否者に対する罰則適用などは実際上あり得ないことである。

④旧法での指紋拒否者については、新法においては、押なつ義務はないが、罰則は残るということであり、時効をまつて処理(放置)するものと思われる。

従って、旧法での指紋拒否者については、とくに問題とせず、新法での切替公布は行われる。

登録証明書の調整

①調整とは、市区町村から送られた写真・署名などの登録資料より地方入国管理局、(以下「入管」と略)で登録証明書(カード)を作成することをいう。そこで、まず、調整の手続きの流れをみてみよう。

②本人の登録申請の写真・署名・申請書を受理した市区町村では、「電子計算機による磁気ディスク」(規21-2)・(ワープロのフロッピーディスク)に登録事項を記録して保存する。

③市区町村は入管に次の3点を送る。(規21-2)

(1)申請者の分だけ保存用フロッピーからコピーして入管送付用フロッピーを作る。(このフロッピーは予め法務省より配布されたもので、入管との往復用にくり返し使用される。)

(2)写真

(3)署名原紙

④入管では登録番号を写真の下方に打ち込み(登録証明書にはのらない)署名、その他登録事項を記録した磁気ディスク(フロッピーディスク)を作成し、登録証明書(カード)をつくるとともに、氏名、生年月日、国籍、職業などあらゆる検索ができるようになっている。地方入管と本省(法務省)とはオンライン化されているといわれている。

⑤入管で作成された登録証明書(カード)は、先に送られてきた写真・署名原紙・フロッピーディスクとともに市区町村へ送り返されてくる。(規21-5)

⑥入管より送り返されてきた写真・署名原紙は「外国人登録証明書交付報告書」(申請書と複写セット)(家族事項・職業記載)とともに法務省(都道府県経由)に送る。(令2)

「写真送付については、これまで規定がなかったが、今回改めて、写真と署名原紙を集中管理することとした。」(「外国人登録」1993年1月号-施行令の解説)とあるが、理由は示されていない。

⑦今回の最大の問題点は、写真・署名・家族事項・職業などの登録した情報が一瞬のうちに映像化できるようコンピュー

ター化されたことであり、国の管理が一本化したことである。

このことから、従来のように市区町村への登録原票への直接問い合わせの必要もなくなったのである。

写真について

①登録証明書の交付要件は基本的には写真であり、写真が撮れなかったり、不提出の場合は申請を受け付けない。指紋や署名がなくても受理し、登録証明書(カード)は交付される。やはり写真が本人確認の基本である。その点、今回の署名はそれほど重要性はないものと思われる。

②今回、写真の規格が旅券用と同じになった(顔の大きさが 28 ± 3 mm)ので、それに合わない写真が提出されるので窓口では困っているといっている。しかし、極端なものを除いては、入管にそのまま送っているとのこと。入管に行けば無料で規格写真を撮ってくれるからと言わなければかりである。

③今回、写真を法務省に集約している点が問題である。新しい外国人(労働者)の増加に対応する管理との関連があると思われる。

残された問題

①登録証明書の常時携帯については、日常生活への配慮など国会の付帯決議があったにもかかわらず、全くふれられておらず、何ら改善されなかったことである。

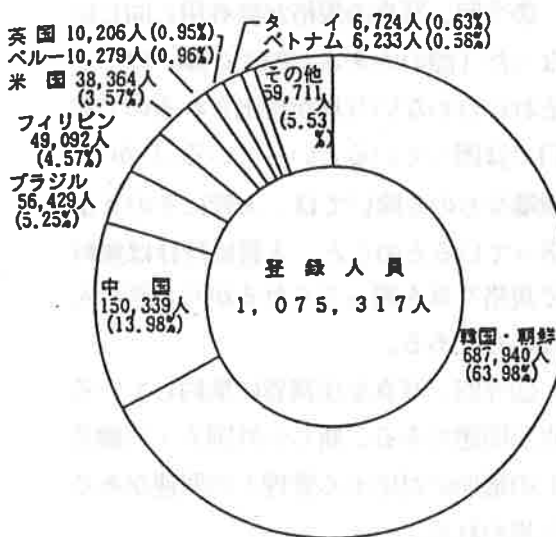
②外国人登録した者の指紋押なつが全廃ではなく、永住者のみの部分撤廃となったことである。外国人全登録者数1,075,317人のうち、永住者が42,913人、特別永住者602,525人で指紋不要の計、645,438人で約60%である。1990年末、法務省調べ)

永住者らは日本人との結婚・帰化など減少傾向にあり、さらに16才未満(当局

が本来、指紋をとりたい対象者)は、なお少数である。それに比べて、新しい外国人(労働者)＝非永住者は増加傾向にあるから、基本的には外国人登録の指紋制度は以前として大巾にまかり通っていることである。

注(1) この制裁規定は、1987・9・26(法102)指紋1回制の改正(1988・6・1施行)で法11条3項「切替交付の特例－1年以上5年未満の範囲内で確認期間を指定する」を新設したもので、同項2号で「指紋を押していない者」への制裁措置として新たに定めたものである。

国籍・出身地別外国人登録人員
(平成2年12月末現在)



国籍・出身地別	登録人員	構成比(%)
韓国・朝鮮	687,940	63.98
中国	150,339	13.98
ブラジル	56,429	5.25
フィリピン	49,092	4.57
米国	38,364	3.57
ペルー	10,279	0.96
英国	10,206	0.95
タイ	6,724	0.63
ベトナム	6,233	0.58
その他	59,711	5.53
計	1,075,317	100.00

外国人登録403号より

外登法切替遅延で告発 泉大津市に抗議！

チェグ ミョン
崔久明

今年2月、警察からの突然の電話で私が泉大津市から外国人登録法違反で告発された事実を知った。登録切替遅延(2年4ヶ月)による告発であった。

今年1月8日「改正」外国人登録法が施行されたが、指紋押捺は定住外国人に限り全廃、代わりに署名・家族登録制が導入された。この「改正」自体は一步前進といえなくもない。しかし、今回「改正」後でも、新たに渡日する外国人は1年以上滞在の場合、必ず指紋押捺義務を課せられ、将来的に、日本に定住する意志を持っている外国人であっても結局1度は指紋を採られることになっている。また、85年の改正で指紋は1回限りとされたが、その時にもう繰り返し押さなくて済むようになった外国人の数に比べ、

今回の「改正」により指紋押捺を免除になった外国人の数は、全定住外国人のほんの数パーセント程度にすぎない。つまり、それほど今回の「改正」にはめあたらしいものはなかったといえる。

私が今回の改正に期待していたのは、この外国人登録法に違反した場合の罰則規定であったが、ほとんど前進は見られなかったと言わざるを得ない。私の場合のような、単なる切替(5年に1度)の遅延という軽微な違反でさえ、1年以下の懲役若しくは禁固又は20万円以下の罰金である。(これは刑法中にある占有離脱物横領罪に相当する)一般的にこの件で告発される場合、切替申請を済ませた後なのである。つまり本人は確かに遅れはしたものの切替を済ませ、登録実務は



左から、泉大津市市民産業部長 高橋久雄
市民課長 川上真作、市民課主幹 大谷正次

完了し、行政実務上、何ら支障はない。にもかかわらず、単に法違反であるという理由だけの告発なのである。これは単に「いやがらせ」とも思えるやり方である。ついうっかり忘れていたという人でもこの告発の対象に十分なり得る。

日本人の場合、住民基本台帳法によると、例えば、住所変更遅延などの場合、数千円以下の過料(過ち料、前科にはならない単なる行政罰)で済ましている。実際、そういった過料を課せられたという例は聞いたことがない。つまり、その程度の違反なのである。にもかかわらず、日本人と同様、居住、身分関係が明確である定住外国人に、ことさらこの罰則規定を適用し、法違反者にしたて上げる行政の人権意識とは一体何なのか？

4月30日に行った市との交渉でも、部長は、「この件は人権問題ではない」と明言し、「告発を取り下げる必要はない」とつっぱねた。この発言は単に人権問題に関して無知であるというだけでは済まされない。日本で生まれ、日本で育った自分にとって、この事実を黙ってみすごすわけにはいかない。今回の件は私にとってもいい機会だと思う。泉大津市の外国人施策全般に渡って、行政内部を再点検し、市の姿勢を変えていかなければと考える。本当の意味で日本人と共に生きる社会を展望していくために……。

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進められるような、紙面作りをめざして努力しているところであります。

私たちの取り組みを紹介し、その輪を広げていくため、またそれを継承・発展させていくために、是非ともご購読よろしくお願いします。

〔年間購読料〕3,000円

送金方法 郵便振替「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

〔問い合わせ〕大 阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997